企業のサービス活動(組織内活動と業務外部化)に関する統計調査の充実について(2)

2008年5月21日 岡室博之

1. 今回検討の対象とする範囲

戦略的・重点的な整備が求められている企業のサービス活動関連統計のうち、企業の組織内活動と業務の外部化に絞って、全体像の把握を改善する方策。

2. 現状

企業のサービス活動は、企業内(事業所間)・企業グループ内(親会社・子会社間)・企業グループの外の企業との間で分担ないし取引される。現状では、企業のサービス活動の分担や取引は、1992年に開始された経済産業省「企業活動基本調査」によって主に把握されている。

そこでは、1)サービス機能の企業内分業については本社機能別・事業部門別従業者数、 国内事業所の業務別の数と従業者数、海外支社等の数と従業者数、2)業務の外部委託に ついては委託する業務、生産委託先の企業数と委託費、研究開発の委託・受託費用、3) 親会社・子会社関係については親会社の有無・業種・所在地・出資比率、国内・海外の子 会社等の数・業種・出資比率、子会社の新規設立・分社化・買収の状況、関係会社間の取 引状況が調査されている。

3. 問題の所在

- 1)「企業活動基本調査」はすべての産業を網羅するものではなく、調査対象以外の産業については情報が得られない。調査対象産業は、過去10年間に鉱業・製造業と卸売・小売業から大きく拡充されたとはいえ、建設業、運輸業、不動産業、金融・保険業、医療・教育等、多くの産業を残す。また、従業者数50人以上かつ資本金・出資金3,000万円以上の企業を対象とするので、小規模な企業のサービス活動に関して情報が得られない。
- 2) 調査対象企業についても、企業内のサービス取引を明確に把握するために、本社機能をより詳細に把握する必要がある。現状では、本社機能は調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他(総務・経理・人事等)の各部門の常時従業者数および現業部門との比率として把握されているが、原材料や商品の購入、営業・販売活動、物流、品質管理、ブランド形成等、企業の競争力の源泉に関わる機能を本社がどの程度担っているかが把握されていない。また、これらのサービス機能が本社以外の事業所との間でどのように分担されているかを詳細に把握する必要がある。
- 3) 企業のサービス活動が、企業内(事業所間) だけでなく、企業グループ内(親会社・ 子会社間) でどのように分担され、取引されているかが不明である。「企業活動基本調査」

では、仕入・販売高のうち関係会社との取引がどれだけの割合かを調べているに過ぎない。 従って、サービス機能の分担・取引が企業内と企業グループ内でどのように異なり、事業 所の分社化や子会社の統合によってどのように変化するのかが把握できない。さらに、持 株会社の機能を明確に把握する必要がある。

- 4) 本社と支社、親会社と子会社の間の分業だけでなく、それに伴う権限委譲・責任の所 在が把握されていない。分業に伴って、支社や子会社が例えば人事や財務、その他経営上 の意思決定においてどれだけの権限を持っているのかが分からない。
- 5)業務の外部委託については、「企業活動基本調査」では、情報処理・一般事務・福利厚生・物流・清掃等、いくつかの分野について委託の有無と将来の予定を問うのみであり、委託先の属性、委託の金額・比率、委託関係の継続性等についての情報が欠如している。どの業務をどの程度、どこへ(関係会社か否か)委託したかが把握されていない。また、「企業活動基本調査」では技術取引について詳細に調査されているが、取引先との関係(関係会社であるか否か)による技術取引の区分がなされていない。
- 6) さらに、業務の外部委託および企業の内部組織と密接に関連する事業連携(共同事業・産学連携等) について、情報がほとんどない。「企業活動基本調査」では、これまで2~3 度にわたって、調達・生産・販売・研究開発の共同化について調査しているが、共同化の定義は行われず、その内容や程度、相手先については全く把握されていない。

以上をまとめると、企業のサービス活動についてのこれまでの調査は、対象業種・規模が限定されているだけでなく、企業グループ内の活動がグループ外企業との関係から明確に区別されていない。また、サービス活動の分担・取引に伴う権限委譲が明確に把握されていない。

4. 海外の主要国の状況(未完)

米国では、5年に一度実施される「経済センサス (Economic Census)」において、事業所の主たる機能(管理機能を行う本社、持株会社等)を明らかにした上で、サービス機能や業務の外注の企業内の(事業所間の)分担を調査している。また、「経済センサス」では、これとは別に持株会社に対する調査を行い、主な機能等を把握している。しかし、親会社・子会社間のサービス機能の分担は把握されていない。

欧州連合(EU)とその主要加盟国である英国・ドイツ・スウェーデン等では、本社機能 および業務の外部委託等に関する網羅的な調査は確認できず、企業内・企業間でのサービ ス機能の分担や外注・分業に関して情報が得られない。

5. 今後必要とされる対応

平成21年度に開始される「経済センサス」は、全産業・全規模層の事業所と企業における経済活動を網羅的に把握することを目的としている。また、平成20年4月に施行された

改訂日本標準産業分類に、主として管理業務ないし補助的業務を行う本社・自家倉庫等の 事業所の分類が中分類ごとに設定され、純粋持株会社の分類項目も新設されたため、サー ビス機能に特化した事業所や純粋持株会社の統計的把握・分類が可能になった。

平成21年度に実施される「経済センサスー基礎調査」では、本社一括調査によって傘下の事業所の状況を把握するので、本社と支社・事業所の対応に関する情報はほぼ完備すると期待される。他方、親会社・子会社の関係については従来通り子会社から捉えた親会社情報しか把握できないので、名寄せ照合の精度に問題が残る。親会社・子会社の関係はむしろ企業ベースで実施される「企業活動基本調査」によって把握されるべきであろう。企業のサービス活動に関するすべての情報を「経済センサス」から得るのは現実的ではなく、他の統計調査との適切な分担を考える必要がある。

そこで、事業所単位で把握されるべき情報(企業内のサービス活動)と企業単位で把握されるべき情報(企業間・企業グループ内のサービス活動)を区別し、前者は事業所ベースで(本社一括方式で)実施される「経済センサス」、後者は企業ベースで実施される「企業活動基本調査」によって把握すべきであると考える(下図参照)。その場合、「企業活動基本調査」の対象分野をさらに拡充し、全産業の企業を対象とするべきである。持株会社を対象とする調査も必要であるが、それは「企業活動基本調査」の中に含めてもよかろう。同調査は規模の小さい企業を対象にしていないので、平成17年に始まった「中小企業実態基本調査」の調査内容を「企業活動基本調査」に合わせて調整し、これを補完するように検討すべきである。

本社と支社(事業所)の関係については、本社機能に関する選択項目を拡充し、本社と支社(事業所)の間でのサービス機能の流れと分業関係を詳細に明らかにする必要がある。同時に、本社と支社の間の分権について独自の調査項目を設定し、本社と支社が分担するサービス機能についてそれぞれどれだけの決定権を持っているかを把握することが望ましい。親会社と子会社の関係についても、サービス機能の流れと分業関係を詳細に把握すべく、サービス機能の分担と意思決定の権限に関する調査項目を含める必要がある。

さらに、業務の外部委託については、委託の有無だけでなく、委託の程度と委託先区分に関して調査を行うべきである。事業連携についても、その内容や程度、相手先区分に立ち入って調査を行うべきである。

なお、調査対象にはもちろん国外に立地する支社や子会社を含め、企業内・企業グループ内のサービス取引を国内・国外取引に区別して把握すべきである。

6. 期待される効果

本社と支社・事業所、親会社と子会社の間のさまざまなサービス機能の分担・取引と権限委譲が詳細に調査されれば、企業の生み出すサービス活動の内容と意味を明確に把握することができ、経済のサービス化をより広く、正確に理解することが可能になる。また、

企業の内部組織とグループ関係の全体像を把握し、産業間・規模間で比較し、その時系列的な推移を追跡することができるようになる。企業のグループ化による分業・権限関係の変化を明らかにし、企業内・企業間組織に関する議論に実証的な根拠を与えることが可能になる。さらに、業務の外部委託と企業間の事業連携を、その対象・程度及び相手先との関係を含めて詳細に把握することにより、「企業の境界」に関する議論に適切な実証的根拠を確保できる。

図1:企業のサービス活動の把握

調査単位	事業所単位(本社一括)	企業単位(本社一括)
対応する統計調査	経済センサス	企業活動基本調査
把握すべきサービス活動	本社・支社関係	親会社・子会社関係
	(企業内取引)	(企業グループ内取引)
具体的内容	本社機能の分担、権限委譲、	他のサービス機能の分担、権
	業務委託の程度と相手先等	限委譲、業務委託の程度と相
		手先、事業連携等
備考		中小企業実態基本調査との
		調整、持株会社の調査?